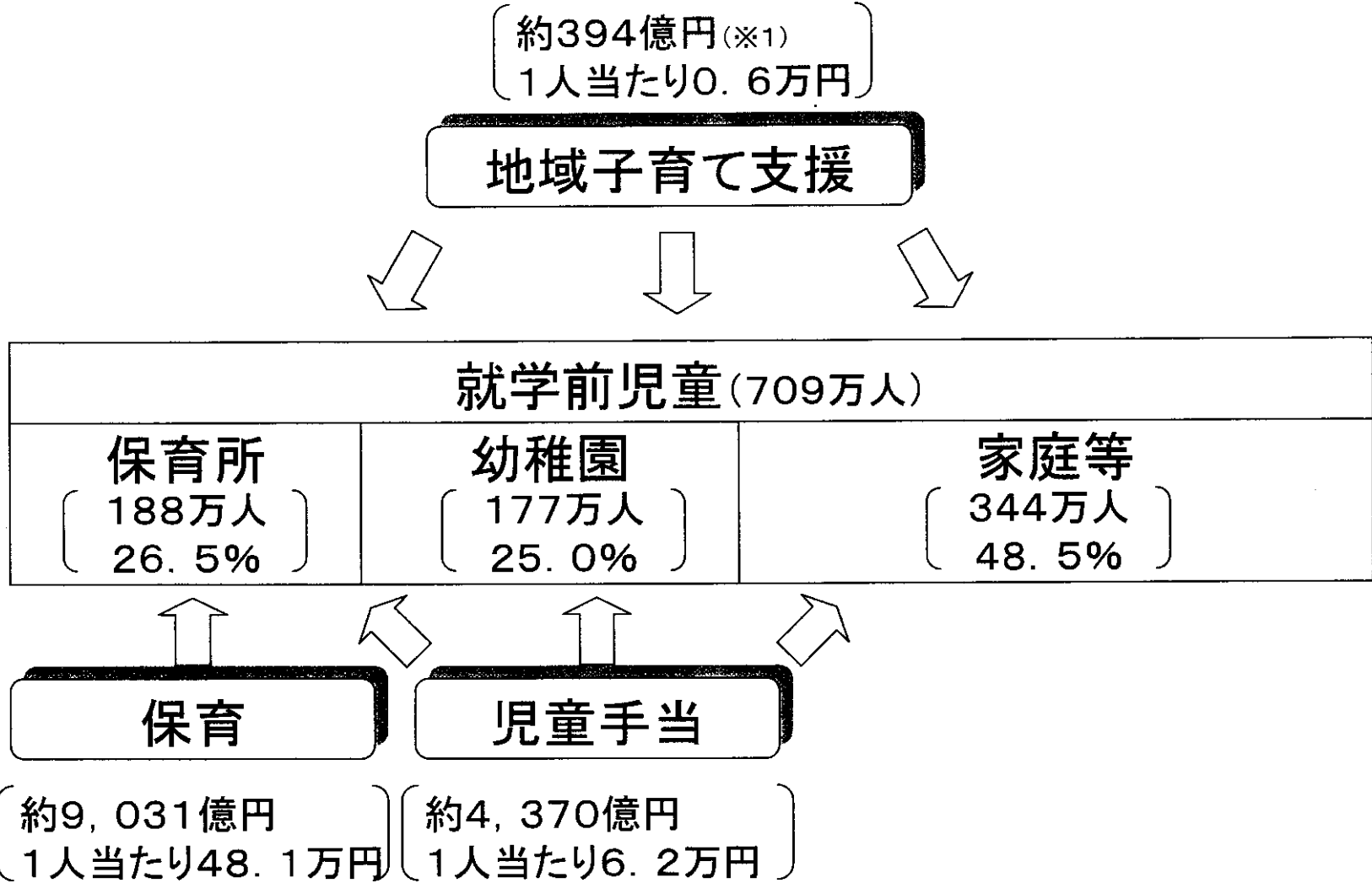


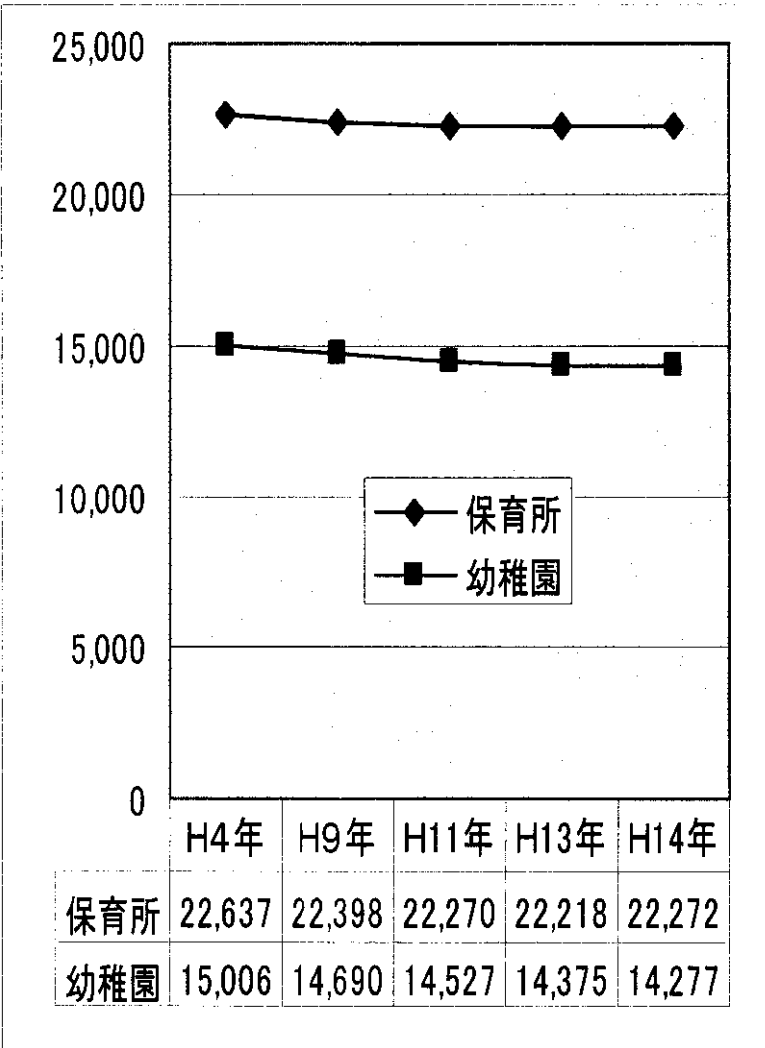
# 就学前児童を対象とした子育て支援給付の現状



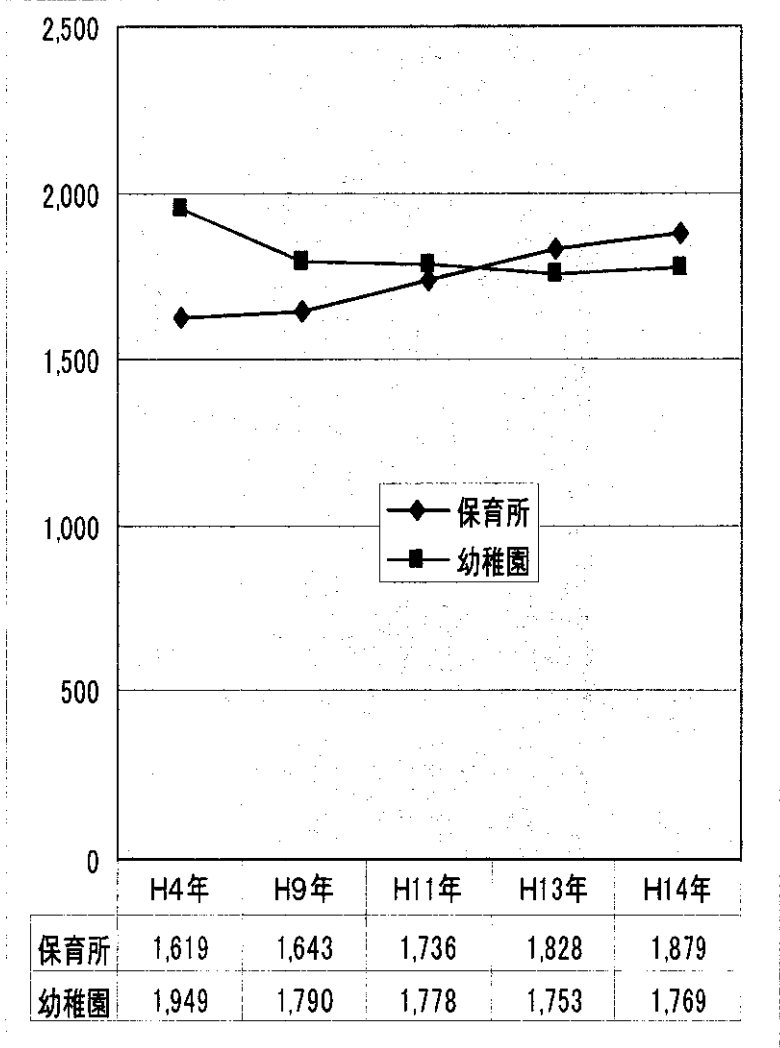
(※1) 就学前児童についてみたため、放課後児童クラブは除いている。  
 (※2) 金額は15年度予算、人数は就学前児童数が13年10月、保育所が14年4月、幼稚園が14年5月。  
 (※3) 1人当たりの金額はここで記載した人数で除して算出。

# 保育所と幼稚園の推移

【施設数】



【児童数】 (単位:千人)



## 年齢別の保育サービスの状況

	人 数	保育単価(月額)	予算額
0歳	71千人 (3.8%)	15.1万円	900億円 (21.4%)
1歳	210千人 (11.2%)	9.0万円	1,900億円 (45.3%)
2歳	292千人 (15.5%)		
3歳	426千人 (22.7%)	4.3万円	1,400億円 (33.3%)
4歳～	880千人 (46.8%)	3.7万円	
計	1,879千人 (100.0%)	—	4,200億円 (100.0%)

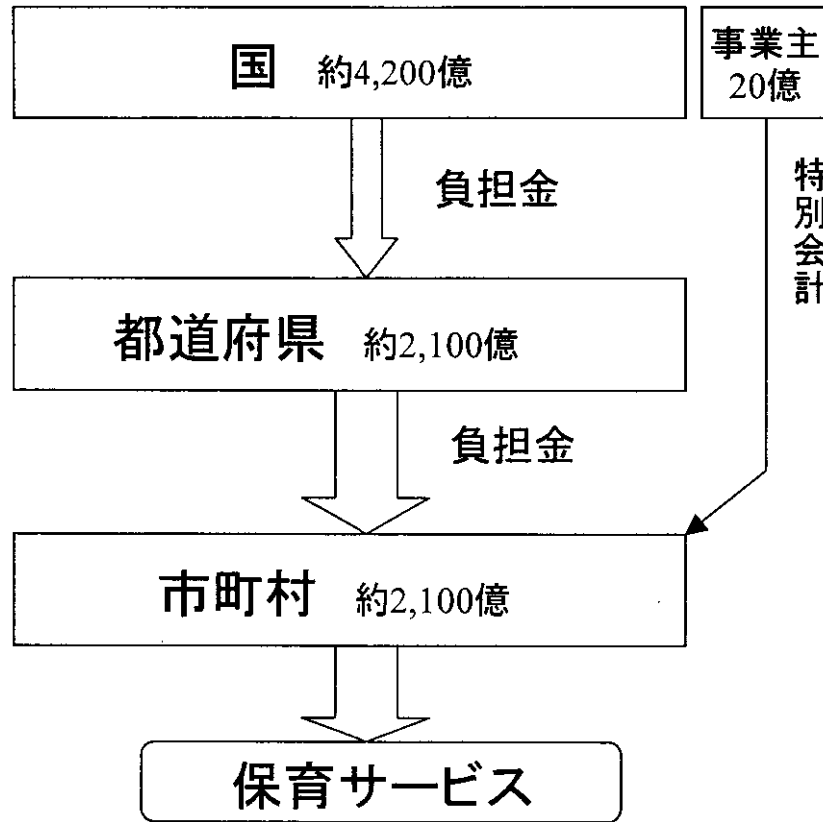
※人数は平成14年4月、予算額は平成15年度  
 ※保育単価は平成15年度の定員90人、丙地域区分

# 保育サービスの財源について

【現 行】

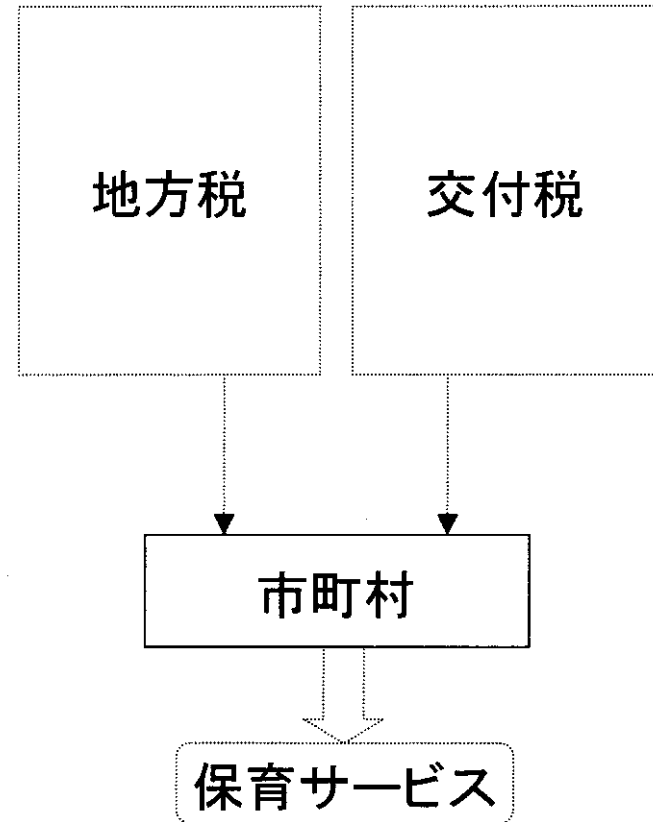
＜保育に対し特定した財源を投入＞

(例: 延長保育)



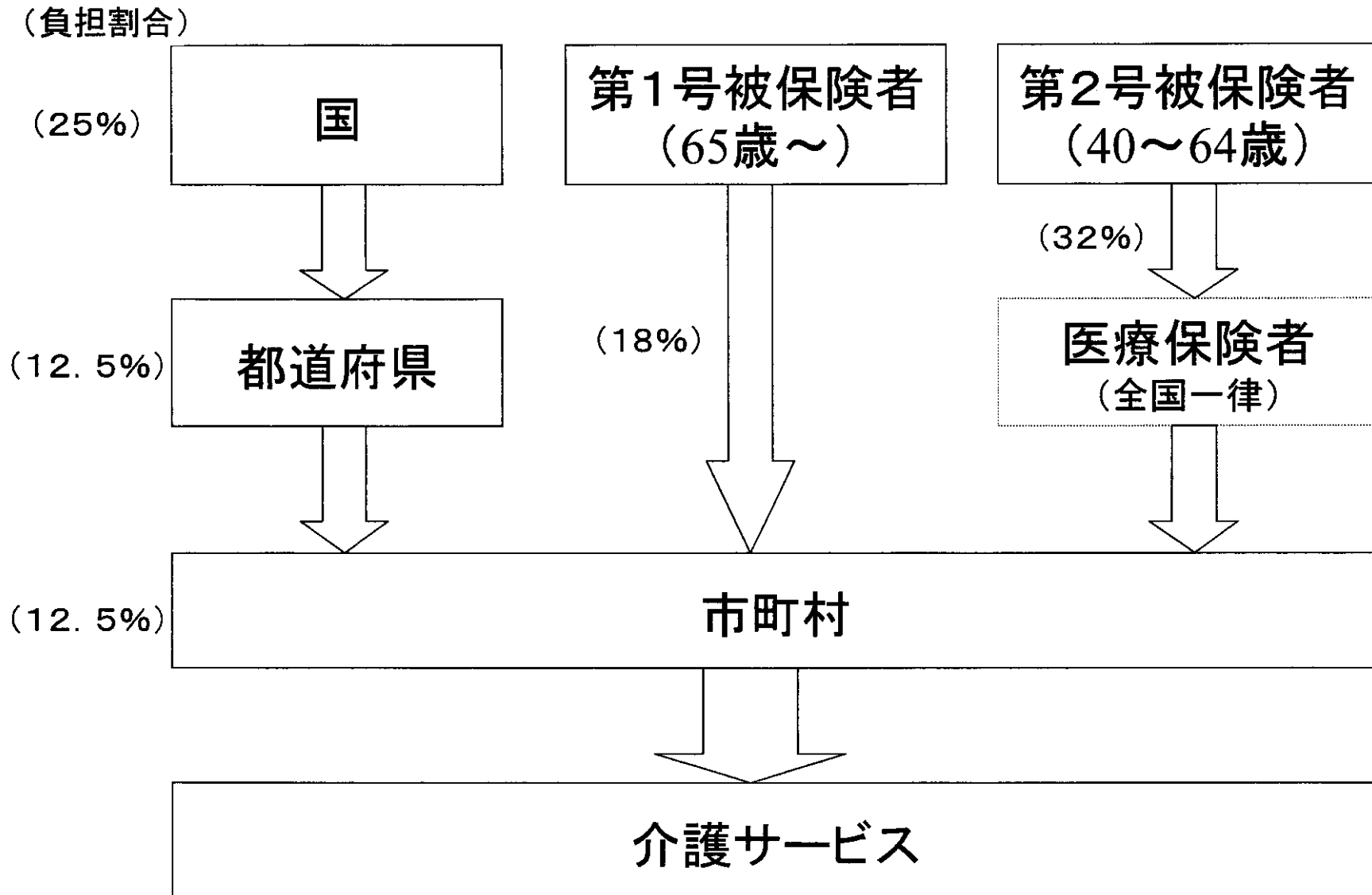
【一般財源化した場合】

＜特定した財源でなくなり、サービス量は自治体次第＞



# (参考)介護保険制度の財源構造

(介護に対し保険料と公費という特定財源を投入)



## ゼロ歳児保育と育児休業の推移

### 【ゼロ歳児保育】

平成5年度	平成8年度	平成11年度
4.6万人	5.2万人	6.3万人

(厚生労働省報告例)  
※数値は各年4月1日現在

### 【育児休業取得率】

	平成5年度	平成8年度	平成11年度
女性	48.1%	44.5%	57.9%
男性	0.02%	0.16%	0.55%

(労働省「女子雇用管理基本調査」(平成5年度、平成8年度)、労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度))  
 ※出産した者(配偶者が出産した者)に占める育児休業を開始した者の割合  
 ※平成5、8年度は育児休業制度の規定のある事業所における調査、平成11年度は全事業所における調査。  
 事業所の規模は30人以上。

(参考)次世代育成支援に関する当面の取組方針(平成15年3月14日:少子化対策推進関係閣僚会議)における育児休業取得率の目標  
 男性:10% 女性:80%

# 主要国の児童手当制度等

		イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本	アメリカ
児童手当等	支給対象児童	第1子から 16歳未満 全日制教育を受けている場合は19歳未満	第1子から 18歳未満 学生等は27歳未満 失業者は21歳未満	第2子から 16歳以下（義務教育終了まで） 学生等の場合は20歳到達まで等	第1子から 16歳未満（義務教育終了前） 20歳の春学期まで奨学手当等	第1子から 6歳到達後最初の年度末まで （義務教育就学前）	制度なし
	支給月額	[2001年] 第1子 62,000ポンド [10,726円] 第2子～ 41,400ポンド [7,162円]	[2001年] 第1・2子 2707マルク [14,850円] 第3子 3007マルク [16,500円] 第4子～ 3507マルク [19,250円]	[2001年] 第1子 なし 第2子 699.49フラン [11,192円] 第3子 1,594.99フラン [25,520円] 第4子～ 896.50フラン [14,344円] <割増給付> 11～16歳未満 197.01フランの加算 [3,152円] 16歳～ 349.25フランの加算 [5,588円]	[2001年] 第1・2子 950クローナ [11,400円] 第3子 1,204クローナ [14,448円] 第4子 1,710クローナ [20,520円] 第5子～ 1,900クローナ [22,800円] 奨学手当等も同額	第1・2子 5,000円 第3子～ 10,000円	
	所得制限	なし	18歳未満：なし 18歳以上：児童の年収13,020マルク [72万円]以上の場合には支給しない [2001年]	なし	なし	・一定の年収（4人世帯：（年収ベース596.3万円）以上の者には支給しない。 ・被用者については一定年収（4人世帯：（年収ベース）780万円）未満まで支給。	
	財源	全額国庫負担	公費（税額控除方式） 児童手当及び児童扶養控除に要する費用の負担割合：連邦74%、州及び自治体26%	・自営業者等の被保険者保険料 ・事業主保険料 ・国等の保険料負担分 ・目的税（一般拠出金等） ・国による補助	一般財源	<0～3歳未満> 被用者 事業主7/10 国 2/10 地方1/10 非被用者 国 2/3 地方1/3 特例給付 全額事業主負担 <3歳～義務教育就学前> 国 2/3 地方1/3	
運営	政府	政府	家族手当金庫	政府（社会保険庁・社会保険事務所）	政府		
諸控除	配偶者	なし （注）2000年4月に、夫婦者税額控除が廃止された	なし	なし	なし	配偶者控除 38万円 配偶者特別控除 （最高38万円）	・人的控除 3,000ドル [36.6万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3000ドルの2倍の人的控除が認められる。（3,000ドルが配偶者控除相当額となる）
	親族等	児童税額控除（16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合の520ポンド [9.0万円]の税額控除）	子女控除（扶養子女1人につき5,808ユーロ [62.7万円]の所得控除） （注）子女控除と児童手当の有利な方を適用	N分N乗課税 （注）家族除数 独身者1、夫婦者2、 夫婦子1人2、5 夫婦子2人3 夫婦子3人4 夫婦子4人5 以下扶養子女1人ます毎に1を加算する	なし	・扶養控除 扶養親族 38万円 特定扶養親族（16歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円	・人的控除（被扶養者1人につき、3,000ドル [36.6万円]の所得控除 ・子女控除（17歳未満の扶養子女1人につき、600ドル [7.3万円]の税額控除

(注) 1. イギリスの児童手当額は週単位であり、これを月額に換算した。  
 2. 換算レートは2001年6月の裁定外国為替相場  
 1ドイツマルク=¥ 55                      1スウェーデンクローナ=¥12  
 1英ポンド = ¥173                      1フランスフラン = ¥16 (参考 1米ドル=¥119)

# 平成15年度予算・税制に係る 与党幹事長・政調会長合意

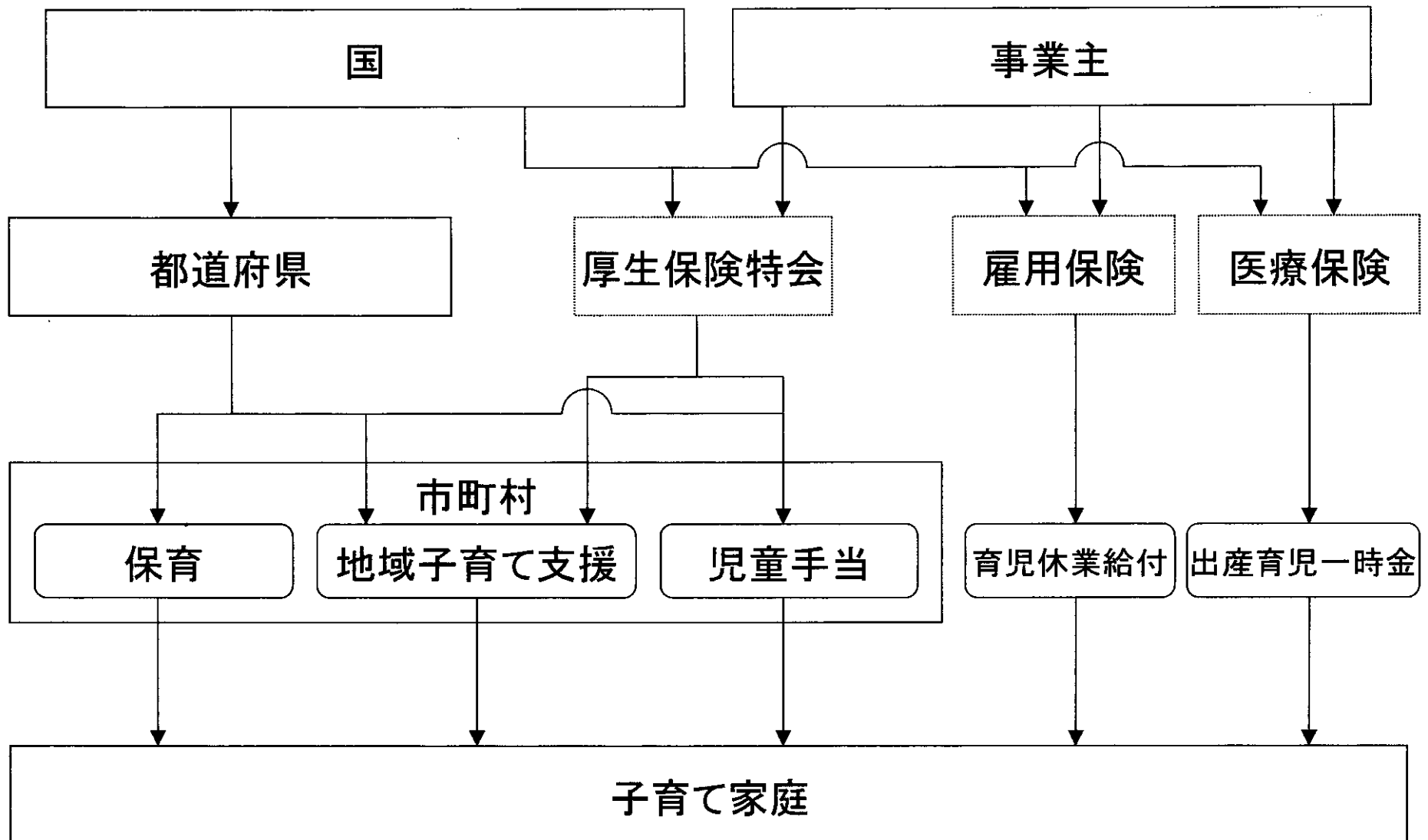
平成14年12月12日

平成16年度・国・地方を通じた歳出面の措置として、総額2,500億円の枠内で児童手当支給対象年齢等を見直すことを柱とした少子化対策の施策を行うことを合意する。

よって、政府・与党は少子化の流れを変えるための政策協議の場を設け、上記児童手当制度全体の見直しを含む実効的、効率的な少子化対策のあり方について早急に検討をはじめめる。



# 次世代育成支援施策と財源の流れ



# 子育て支援関連の子ども・家庭給付の財源

〔平成15年度予算〕

	内容	給付規模	財源	
<b>地域 子育て 支援</b>	○保育所等における子育て支援事業 ○居宅における子育て支援事業 ○相談支援事業 ○子育て支援サービス調整事業	617億円	事業主 186億円	<b>事業主の負担 (1,366億円)</b>
			自治体 391億円	
			国庫 40億円	
<b>保育</b>	○保育に欠ける児童の保育 (188万人の児童が対象)	9,031億円	自治体 4,507億円	<b>自治体の負担 (6,098億円)</b>
			国庫 <sup>(注1)</sup> 4,524億円	
<b>児童 手当</b>	○第1子、第2子 5,000円/月 第3子以降 10,000円/月 (645万人の児童が対象)	4,370億円	事業主 1,180億円	<b>国庫負担 (6,554億円)</b>
			自治体 1,200億円	
			国庫 1,990億円	
				<b>計1兆4,018億円</b>

(注1)厚生保険特別会計(事業主負担)から交付される延長保育と休日保育の計22億円を含む。

(注2)関連する給付として児童扶養手当3,400億円(国庫、自治体)、育児休業給付600億円(国庫、保険料)、出産育児一時金3,140億円(国庫、保険料)がある。

# 社会保険制度における次世代育成支援対策の現状

## 医療保険

### ○出産育児一時金

- ・被保険者又は被扶養者が出産をしたとき、1児につき定額30万円を支給

### ○出産手当金

- ・被保険者が出産の日以前42日より出産の日後56日までの間において労務に服さなかったとき、手当（標準報酬日額×60%）を支給

### ○保険料免除

- ・育児休業期間中の健康保険、船員保険及び各種共済の保険料を免除

### ○給付率の改善

- ・3歳未満の乳幼児の給付率は8割（一般は7割）

## 雇用保険

### ○育児休業給付

- ・被保険者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給  
（支給額：休業開始前賃金の40%）

## 年金

### ○保険料免除

- ・育児休業期間中の厚生年金、共済年金の保険料免除  
（給付額については、免除期間中も保険料拠出を行ったものとして計算）

## 少子化が年金制度に与える財政影響

※ 保険料固定方式・給付水準維持方式いずれも、「年金改革の骨格に関する方向性と論点(平成14年12月 厚生労働省)」における試算結果のうち、国庫負担割合を2分の1として試算したものの。

### ○保険料固定方式(厚生年金の最終保険料率20%、実績準拠法(名目年金額下限型))

	高位推計 (1.63)	中位推計 (1.39)	低位推計 (1.10)	(参考)平成11年 財政再計算ベース
所得代替率	57% (2020年)	52% (2032年)	45% (2040年)	59%

(注):〈 〉内は合計特殊出生率である。( )内は給付水準調整終了年度。

### ○給付水準維持方式

	高位推計 (1.63)	中位推計 (1.39)	低位推計 (1.10)	(参考)平成11年 財政再計算ベース
厚生年金の最終保険料率	21.0%(91) [2024年]	23.1%(100) [2030年]	26.6%(115) [2040年]	19.8%
国民年金の最終保険料 (平成11年度価格)	19,000円(93) [2014年]	20,500円(100) [2016年]	22,500円(110) [2020年]	18,500円

- (注)1. 厚生年金の保険料率は総報酬ベースである。  
 2. 〈 〉内は合計特殊出生率である。( )内は中位推計ベースを100とした指数。[ ]内は最終保険料(率)到達年度。  
 3. 現在の保険料(率)は、厚生年金13.58%(総報酬ベース)、国民年金13,300円である。